

氏名(国籍)	はく	ばー	がん	白	巴	根	(中 国)
学位の種類	博 士 (学 術)						
学位記番号	博 甲 第 3016 号						
学位授与年月日	平成 15 年 1 月 31 日						
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当						
審査研究科	国際政治経済学研究科						
学位論文題目	WTO による相殺関税の国際的規律 — 国有企業民営化後の相殺関税賦課の適法性 —						
主 査	筑波大学教授	博士 (法学)	波多野	澄	雄		
副 査	筑波大学教授	P h . D . (国際関係論)	赤根谷	達	雄		
副 査	筑波大学助教授	L L . M . (国際法)	河 野	真理子			
副 査	筑波大学教授	法学博士	出 口	正 義			
副 査	東京大学教授	法学博士	中 川	淳 司			

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、国有企業の民営化と補助金・相殺関税問題との交錯現象に注目し、民営化企業に賦課する相殺関税が、WTO協定（SCM協定）に照らして適法か否かを解明しようとするものである。

1980年代後半から欧州資本主義諸国の国有鉄鋼企業の民営化が本格化した。1993年から、アメリカ商務省は、民営化以前に国有企業に交付された補助金（以下、原補助金とする）であっても、民営化後の企業に残留していると主張し、民営化企業に対する相殺関税の賦課を本格化させた。この相殺関税の是非をめぐって、EC及び一部の開発途上国とアメリカとは長期的に対立し、数多くの貿易紛争を誘発し、現在も問題解決の方向が見えない混迷状況にある。

本論文は、これらの対立的立場を、補助金残留論（商務省、米鉄鋼業界）と、これに反対する完全返却論（EC、民営化企業）に整理し、それぞれの論拠の適法性を、国際的・国内的判例の研究によって究明しようとするものである。

第1章では、鉄鋼産業をめぐる戦後の公企業政策の欧米間差異、欧州諸国の国有企業の構造的経営悪化と補助金交付は、今日の相殺関税をめぐる貿易紛争の深層原因であることを究明した上で、民営化を内容（売却対象）と達成方法（独立当事者間取引）に分けて分析している。まず、民営化以前の国有企業の経営形態に着目し、国有企業の標準的経営形態であった法人体企業形態も、公共形態国有企業（公社）と株式会社形態国有企業に分類されることを確認している。さらに、補助金は国有企業の生産施設など財産に具体化されるという事実を把握した上で、本論文の課題と関連する民営化の内容を、国有企業の財産の売却と企業所有権の売却（政府保有株式の売却）という二つのカテゴリーに集約した。その上で、民営化後の原補助金の行方は民営化の内容によって異なることを指摘し、ECと米国の戦略を批判する理論的枠組を構築した。

第2章では、民営化課題への商務省の初期の対応を考察し、国有企業の財産売却の場合、独立当事者間取引の証拠が提示されれば、完全返却論が認められ、また、政府保有株式の売却の場合、独立当事者間取引の証拠が要求されることなく、完全残留論が認められた先例があることを確認し、さらに、民営化の内容が如何なるものであろうと補助金の残留を認定した無差別完全残留論的対応策も採用されていたことを明らかにしている。その上で、商務省の補助金残留論を長期的に支えた部分残留論の導入過程を考察している。

第3章では、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を審査したCIT（国際貿易裁判所）とCAFC（連邦巡回控訴裁判所）の重要判例を系統的に分析している。まず、URAA（ウルグアイ・ラウンド協定実施細則）以前の判例分析の中で、部分残留論の論拠が成立しない理論的根拠を詳細に指摘すると同時に、完全返却論もCITとCAFCによって支持されない根本原因は補助金存否の判断基準となる実定法上の根拠の欠如にあると論じている。次に、URAA発行後の判例を検討し、企業財産の売却の場合、CITとCAFCが部分残留論を否定して完全返却論を支持した法的根拠は、補助金定義の明文化と受益者利益説による解釈論の確立であると論じている。続いて、補助金定義の解釈論が確立された後のCITの判例を検討し、商務省が提示した実体同一論（4要素理論）の論拠は、市場メカニズムによる民営化の達成という事実を無視し、補助金残留のディフェンスとして成立しないことを明らかにしている。さらに、民営化の内容が株式会社形態国有企業の政府保有株式の売却である場合、補助金残留論の妥当性を認めたCITの判決を考察し、商務省は民営化の内容を分析せずに補助金残留論に固執するのではなく、株式会社形態国有企業の民営化のケースに限定して、株式の売却と補助金との無関係性を立証出来れば、独立当事者間取引の証拠力の限界が認められ、問題解決が可能であることを論じている。

第4章では、完全売却論の確立の法的根拠は、補助金の定義に関する受益者利益説による解釈論の確立であるという米国国内判例の分析から得た法律論的な結論に基づいて、1947年GATTと1979年補助金協定のもとで、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を判断する法的問題を考察している。まず、1947年GATTと1979年補助金協定における相殺関税の法的要件、特に補助金定義の欠如状況、さらに民営化企業に賦課する相殺関税の適法性に関するGATT判例の展開過程を検討し、GATTのもとで問題解決は事実上不可能であったことを明らかにしている。

第5章では、補助金・相殺関税の国際的規律の中核を担うSCM協定の基本的構造と当協定の核心的な概念である補助金の定義に関する解釈論を考察している。ことに、WTO発足後の解釈論を扱った判例を取り上げ、受益者利益説による解釈論の展開過程を分析し、歴史的懸案であった財政負担説と受益者利益説との対立が解消されたことによって、SCM協定のもとで完全返却論が確立する道が開かれたと論じている。

第6章では、民営化企業に賦課する相殺関税のSCM協定適法性の問題を扱った二つのWTOの判例を検討している。まず、イギリス特殊鋼相殺関税事件を取り上げ、SCM協定において部分残留論を支持する法的根拠はほとんど存在しないことを論じている。同時にECは、SCM協定の補助金定義に関する受益者利益説による解釈論を的確に援用し、独立当事者間取引による国有企業の財産の売却という証拠を提示したことが、完全返却論がWTOの紛争解決機関に支持された主要な原因であったことを明らかにしている。その上で、この判例は独立当事者間取引の証拠力を絶対化するものではなく、その先例的価値は国有企業の財産の売却に制限されるべきであり、民営化の内容が複雑化する場合に安易に援用できないことを指摘している。

次に著者は、EC鉄鋼産品相殺関税事件に着目し、政府保有株式の売却の場合、実体同一論の新たな論拠としてアメリカが提示した企業と所有者の分離論を完全に否定したWTOの紛争解決小委員会の立場を批判し、株式会社の財産と株式の売却との無関係性を説得的に論証すれば、WTOの場においても問題解決が可能であったと論じている。

最後に、以上の議論を踏まえ、国営企業の民営化後の相殺関税賦課の適法性を判断する根拠を総括的に提示して論文を締め括っている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文の第1の貢献は、この問題に関するガット及びWTOの先例、米国の国内行政決定及び司法審査結果を網羅的に取り上げ、丹念に検討した点にある。先例の分析に当たっては、対立する見解を補助金残留論（完全残留論及び部分残留論）と補助金返却論に整理し、各々の立論の立脚点・根拠とその問題点を的確に整理している。そ

の結果、この問題をめぐるきわめて錯綜した議論が整理され、明確に位置付けられている。

第2は、民営化前の企業の形態と民営化の形態に着目し、それによって補助金の残留と返却、ひいては相殺関税の継続賦課の適法性について結論が異なる可能性があるという新しい視点を導入し、それに基づいて、この問題についての新たな解釈の枠組みを提示した点にある。このような視点は、この問題をめぐる先例において断片的に主張されたことはあったが、理論的基礎付けをもって体系的に枠組みとして提示したのは本論文が初めてであり、この点に本論文の革新的な意義が認められる。

第3は、以上の新たな解釈枠組みの内容にかかわっている。それは、この解釈枠組みが、民営化の実態と民営化取引の実態を踏まえて、補助金残留・相殺関税賦課に関してバランスのとれた法的解決をもたらす可能性をもっており、理論的のみならず実務上も大きなインパクトを持つ点である。それはこの種の紛争の解決に当たっての新たな指針を提供するだけでなく、今後世界の各国で進められるであろう民営化のあり方についても影響を与える可能性がある。

反面、本論に問題がないわけではない。著者が提示した新たな解釈枠組みは、国有企業の経営形態と民営化の実態を踏まえて構築されたものであるが、それはあくまでも理論的な提案として示されており、この新たな解釈枠組みを用いて実際の民営化事例に当てはめた場合に、補助金の残留いかにについて合理的な結論が得られるかの検証は行われていない。そのため、理論的な提案としては魅力的であっても、その現実的有効性についてはやや説得力が不足している。しかし、この点は、先例分析の緻密さを提示した革新性、その理論的・実務的インパクトという本論文のメリットを大きく損なうものではない。

以上から、本論文は、白氏が博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有することを示している。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。